

安心・安全でおいしい「町営水道」

問 水道事業所 業務班 ☎(内線)3487

安全で良質な水道水

水道事業所では、安全で良質な水道水をお届けするために、水道法に基づいた水質検査計画を策定し、水質検査を実施しています。水道法では、清浄な水を供給するため、細菌や化学物質、色や濁り、においなど水質基準に関する検査が義務付けられており、検査の結果、町営水道の水は全ての項目に適合した安全で良質な水道水であることが確認されています。水質検査計画と水質検査結果は、水道事業所や町ホームページで公表しています。



町ホームページ
「水質検査結果」

一部の報道にありましたが、発がん性の恐れが指摘される有機フッ素化合物(PFOSおよびPFOA)について、町営や県営水道ではいずれも検出されていません。ご安心ください。

漏水の修繕は町の指定工事業者で

メーターから宅内側の漏水修繕は、お客様のご負担で、町の指定を受けた工事業者に依頼していただく必要があります。町ホームページで指定業者が確認してください。



町ホームページ
「水道の工事について」



指定工事業者で修繕をすると、漏水分の水道料金の一部を減額できる場合があります。修繕が終わりましたら、水道事業所へ報告するよう、業者にお伝えください。

水道メーターの取り替え工事をを行います



問 水道事業所 工務班 ☎(内線)3483

計量法の規定に基づき、有効期限の近づいた水道メーターの取り替え工事を、町が委託した工事業者が実施します。工事業者は水道事業所発行の受託証を携帯しています。

●工事期間

7月下旬～令和6年3月上旬
計量法の規定に基づき、有効期限の近づいた水道メーターの取り替え工事を、町が委託した工事業者が実施します。工事業者は水道事業所発行の受託証を携帯しています。

●工事費用 無料

ただし、水道メーターから宅内側で漏水などの修理箇所が発見された場合、その工事費用はお客様の負担となります。

10月1日から 公共下水道使用料を改定します

問 下水道課 業務班 ☎(内線)3434

公共下水道事業は、清潔で快適な居住環境の実現と河川などの公共用水域の水質保全を目的に実施しています。

本町では昭和50年から下水道管などの整備を開始したため、早いところではまもなく耐用年数を迎え、今後は維持管理費や更新費用の増加が見込まれています。

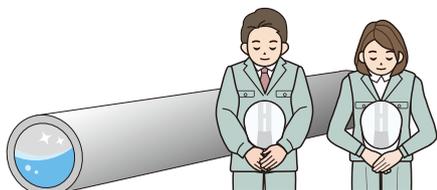
使用者の皆さんにご負担いただいている下水道使用料は、家庭や事業所から発生する汚水処理に要する維持管理費などに充てていますが、下水道使用料だけでは賅うことができないため、一般会計からの繰入金で補っている状況です。

これらのことから、排水量に応じた、より適正な使用料をご負担いただき、健全で持続可能な下水道事業経営を確保するために、これまで10年間据え置いてきました下水道使用料をやむを得ず改定させていただくこととなりました。

今後とも、経費削減や計画的な施設更新などに努め、健全で安定的な下水道サービスを提供していきますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※ 下水道使用料は、2カ月に1度、水道料金とともに請求しています。

※ 使用期間が10月1日をまたぐ場合は、按分計算により請求額が決定します。



1カ月当たりの公共下水道使用料(消費税抜き)

区分	排水量	使用料	
		現行	改定後
基本額	8㎡まで	750円	863円
加算額 (1㎡につき)	8㎡を超え15㎡まで	97円	112円
	15㎡を超え30㎡まで	99円	114円
	30㎡を超え50㎡まで	103円	118円
	50㎡を超え100㎡まで	134円	154円
	100㎡を超え300㎡まで	169円	194円
	300㎡を超え500㎡まで	212円	244円
	500㎡を超え1,000㎡まで	253円	291円
	1,000㎡を超える分	255円	293円

下水道使用料の計算例

1カ月当たり 30㎡排水した場合の使用料		
基本額	8㎡までの分	863円
加算額	8㎡を超え15㎡までの分	7㎡×112円 =784円
	15㎡を超え30㎡までの分	15㎡×114円 =1,710円
小計		3,357円
消費税込合計		3,692円

8月1日から 町内循環バスの小児運賃が50円になります

問 住民課 交通防犯班 ☎(内線)3320

これまで、大人運賃と同額の150円でしたが、子育て世代の応援や小学生の利用促進のため、新たに小児運賃(小学生対応)を設定します。この機会にぜひ、町内循環バスを利用してみませんか。



乗り方 ●小児用交通系ICカードの場合

乗車時に読み取り機に交通系ICカードをタッチしてください。

※大人用の交通系ICカードを利用する場合は、タッチする前に乗務員にお声がけください。

●現金の場合

乗車時に運賃箱に50円を入れてください。

※中学生以上は150円です。また、未就学児は無料です。

運行ルートやダイヤなど詳しくは町ホームページをご覧ください。

町ホームページ「町内循環バス」



パートナーシップ宣誓制度 海老名市・伊勢原市・秦野市とも連携協定

問 住民課 住民相談班 ☎(内線)3319

性的マイノリティのカップルや事実婚などの二人の意思を尊重し、宣誓を証明書として交付するパートナーシップ宣誓制度。これまで、愛川町・厚木市・清川村の3市町村で連携に関する協定を提携していますが、この度、海老名市・伊勢原市・秦野市とも連携協定を締結しました。

これにより、7月から6市町村間で制度利用者が住所異動した場合に、転入先で、簡易な手続きを行うことによって、宣誓を継続することができます。



町ホームページ「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携について」

町の公用車に掲載する広告を募集します

問 管財契約課 管財契約班 ☎(内線)3262

町の財源確保や企業の活動支援のため、町の公用車に掲載する広告を募集します。ぜひご活用ください。

●掲載期間 10月1日(日)から1年間

●車両台数 20台

●掲載場所 広告主が作成する広告マグネットシール(最大でA2サイズ)を、車両の左右側面に貼り付けます。

●広告掲載料 1台当たり年額12,000円(広告作成費用は広告主負担)

●注意事項 風俗営業や政治・宗教活動、意見広告、個人の宣伝、公序良俗に反するものなどは掲載できません。

●申込方法 7月31日(月)までに申込書を管財契約課へ(郵送の場合は必着)。応募多数の場合は抽選となります。



町ホームページ「町公用車に掲載する広告を募集します」



顔写真を無料で撮影/ マイナンバーカード休日申請窓口

問 住民課 住民窓口班 ☎(内線)3316

仕事や学校などで、平日にマイナンバーカードの申請が困難な方などを対象に、マイナンバーカード休日申請窓口を開設します。

町ホームページ「[無料の写真撮影]マイナンバーカード休日申請窓口」



7月30日(日) 午前9時～午後1時 役場1階住民課

●送付された二次元コード付き交付申請書をお持ちください

申請書に必要な事項を記入してお持ちいただくと、申請がスムーズに行えます。

●申請書をお持ちでない方は以下の本人確認書類をお持ち下さい。

- 1点でよいもの 運転免許証、パスポート、在留カードなどの、官公庁発行の顔写真付き証明書
- 2点必要なもの 健康保険証、年金手帳、学生証など

※申請当日にマイナンバーカードの受け取りはできません。また、混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

休日交付などの窓口も開設!

7月30日(日) 午前8時30分～正午

毎月末の日曜日、マイナンバーカード休日交付などの窓口を開設しています。

受け取り案内のハガキが届いており、平日にマイナンバーカードを受け取ることが難しい方などは、こちらの窓口をご活用ください。

※時間帯により混雑する場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

町ホームページ「マイナンバーカード休日交付窓口」



国民健康保険被保険者証(保険証) 更新のお知らせ

問 国保年金課 国保年金班
☎(内線)3377

現在お持ちの保険証は、7月31日(月)をもって期限切れとなります。

8月1日(火)からの新しい保険証(アジサイ色)は、簡易書留で世帯主の方宛に7月下旬までに送付します。新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日までです。

保険証が届かない場合や記載事項に訂正がある場合などは、お問い合わせください。

なお、国民健康保険税の滞納が累積している方へは、国保年金課で交付します。



アサギ色

7月31日(月)まで



アジサイ色

8月1日(火)から

後期高齢者医療限度額適用認定証などを 更新します

問 国保年金課 国保年金班 ☎(内線)3377



現在お使いいただいている後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証の有効期限は7月31日(月)です。

8月1日(火)からお使いいただく新しい認定証は、7月中にお送りします。

なお、新しく減額認定証などが必要な場合は国保年金課にて申請してください。

●申請場所 国保年金課

町ホームページ
「後期高齢者医療制度」

●持ち物

- 療養を受ける方の後期高齢者医療制度被保険者証
- 療養を受ける方のマイナンバー確認書類
- 来庁者の身分証明書
(写真がない場合は保険証などが2点以上必要です)
- 町民税非課税世帯で、過去12カ月で90日を超える入院をしている場合は、そのことが確認できる領収書の写しなど
- 療養を受ける方と申請する方の世帯が違う場合は委任状

医療費が高額になりそうなときは 「限度額適用認定証」をご利用ください

問 国保年金課 国保年金班
☎(内線)3379

国民健康保険の加入者が、自己負担限度額を超える高額な医療費を支払った場合、その超えた分が申請により高額療養費として払い戻されます。

事前に窓口にて「限度額適用(標準負担額減額)認定証」の交付を受けることもできます。

限度額適用認定証等を提示すると、同月内に1つの医療機関窓口で支払う一部負担金は、自己負担限度額までとなります。自己負担限度額は、所得区分によって異なります。

現在、交付されている限度額適用認定証等の有効期限は7月31日(月)までです。引き続き必要な場合は、8月1日(火)以降に申請していただくことで、認定証を交付します。

●申請場所 国保年金課

●持ち物

- 療養を受ける方の国民健康保険被保険者証
- 世帯主および療養を受ける方のマイナンバー確認書類
- 来庁者の身分証明書
(写真がない場合は保険証などが2点以上必要です)
- 町民税非課税世帯で、過去12カ月で90日を超える入院をしている場合は、そのことが確認できる領収書の写しなど
- 療養を受ける方と申請する方の世帯が違う場合は委任状



町ホームページ
「高額療養費について」

国民年金保険料免除・納付猶予申請のお知らせ

問 国保年金課 国保年金班 ☎(内線)3378

国民年金の第1号被保険者(厚生年金などの被保険者でも、その方に扶養されている配偶者でもない方)で、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料納付が免除、一部納付または納付猶予となる制度があります。

●申請は原則として毎年度必要です

令和4年度(令和4年7月～令和5年6月)に免除・猶予が承認された方でも、令和5年度(令和5年7月～令和6年6月)に引き続き承認を希望する場合は、申請をお願いします。



町ホームページ
「納付が困難な時は」

申請時点の2年1カ月前まで さかのぼって申請ができます

過去2年間に保険料の未納がある方は申請してください。

申請をせずに未納のままにしておくと、将来、年金が受給できなくなることもあります。



申請が必要な方 ●新規に令和5年度の承認を受けたい方

- 令和4年度に承認され、次に該当する方
 - 令和5年度以降の継続審査を希望しなかったが、引き続き承認を受けたい
 - 一部納付を承認された
 - 失業など特例により承認された
- 納付猶予承認中に50歳になった方
(平成28年6月以前は、30歳未満の期間が対象)

申請できない方 ●国民年金任意加入被保険者の方

- 学生の方(学生納付特例制度をご利用ください)

申請に必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 失業などを理由とする場合は、次のいずれか
 - 雇用保険被保険者離職票
 - 雇用保険受給資格者証
 - 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
 - 退職証明書および
町民税・県民税額変更通知書
(特別徴収から普通徴収に切り替わった証明)
 - 辞令(公務員だった方)

田代運動公園・第1号公園プールが はじまります

問 スポーツ・文化振興課 ☎(内線)3632

7月22日(土)から8月20日(日)までの間、田代運動公園、第1号公園プールをご利用いただけます。なお、当日の水温などにより、利用できない日もありますので、ご了承ください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

施設名	田代運動公園プール	第1号公園プール
開設期間	7月22日(土)～8月20日(日)	
開設時間	午前9時～午後7時	
使用料	※1回につき	※2時間
	大人 300円 中学生以下 150円	大人 100円 中学生以下 50円
問い合わせ	田代運動公園プール ☎ 046(281)1842	第1号公園体育館 ☎ 046(285)1818

※三増プールは7月1日で廃止となりました。

第1号公園プールは、水泳教室実施のため、7/24(月)～7/28(金)
〔予備日:7/31(月)～8/2(水)〕の午前9時から11時30分まで
一般利用ができません。(他に水泳協会による大会の予定あり)



町ホームページ
「令和5年度 町営プール
開設のお知らせ」



行政区・自治会に加入しましょう

問 行政推進課協働・行政管理班
☎(内線)3245

災害などの、いざというときに、地域の助け合う力を発揮するためには、日頃から言葉を交わし合っ、顔が見えるご近所関係を築いておくことが重要です。地域に住む皆さんとの触れ合いの和を広げるために、ぜひ行政区・自治会に加入しましょう。

加入希望などの問い合わせは、地域の行政区・自治会役員までご連絡ください。

加入するとこんなことが

地域交流

地域イベントへ参加することで、さまざまな人とコミュニケーションが図れます。

情報伝達

回覧版などから情報を素早く入手できます。

皆さんもぜひ参加しましょう!

安心・安全

防災・防犯活動により、助け合える安全・安心な地域づくりができます。

温かい地域社会

地域で高齢者や子どもたちを見守り、安心して暮らせる地域づくりができます。

お祭りの季節!各行政区の盆踊りなどのスケジュール

川北 区	8月19日(土)	川北青少年広場	熊坂 区	8月 6日(日)	熊坂児童館
宮本 区	8月26日(土)	半原神社	下谷八菅山区	9月16日(土)	下谷八菅山児童館
原白 区	未定		二井坂区	7月22日(土)	二井坂児童館
両向 区	8月12日(土)	両向児童館広場	桜台 区	7月15日(土)	桜台青少年広場
細野 区	8月12日(土)	中細野児童公園	半縄 区	7月15日(土)	半縄公民館
田代 区	8月 5日(土)	田代小学校校庭	坂本 区	7月15日(土)	坂本児童館
角田 区	7月29日(土)	角田児童館	六倉 区	7月15日(土)	六倉児童館
三増 区	7月22日(土)	三増児童館広場	大塚 区	7月29日(土)	大塚児童館 (夕涼み会 子どもイベント)
箕輪 区	7月29日(土)	下箕輪農村公園	桜台団地区	7月30日(日)	桜台団地公民館
小沢 区	7月29日(土)	小沢児童館	春日台 区	7月22日(土)	春日台(第5)やなぎ公園
上熊坂区	7月22日(土)	上熊坂北原公園			



SC相模原
広報担当
ガミティ

がんばれ! SC相模原!
<https://www.scsagamihara.com/>

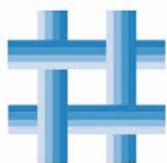
試合日程 H=ホーム A=アウェー

キックオフ	対戦相手	会 場
7月 1日(土) 午後6時	ヴァンラーレ八戸	相模原ギオンスタジアム H
7月 9日(日) 午後6時	FC大阪	東大阪市花園ラグビー場 A
7月15日(土) 午後6時	奈良クラブ	相模原ギオンスタジアム H
7月22日(土) 午後6時	FC今治	相模原ギオンスタジアム H
7月29日(土) 午後6時	AC長野パルセイロ	長野Uスタジアム A

「愛川町ホームタウンデー」を開催!

6月11日、相模原ギオンスタジアムでの「テゲバジャーロ宮崎」戦で「愛川町ホームタウンデー」を開催。町内在住・在勤および在学の皆さんを無料で観戦に招待するとともに、小野澤町長と町観光キャラクター「あいちゃん」が応援に駆け付け、試合を盛り上げました。

また、スタジアム周辺では、愛川ブランド認定品の販売も行われ、多くの来場者の皆さんでにぎわいました。



あなたはご存知ですか?
ともに生きる社会
かながわ 憲章

問合せ先: 神奈川県福祉子どもみらい局 共生推進本部室
電話 045-210-4961 FAX 045-210-8854



◀ 詳しくはこちらを
ご覧ください

ともに生きる